

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 56 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 56 年 8 月まで

申立期間当時同居していた母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 13 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、申立人は、申立期間当時、申立人の母と同居し、申立人の母が申立人の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の母も、自身の国民年金の加入期間について保険料を全て納付していることから、申立人及び申立人の母の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 4 月頃払い出されているものと推認され、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、オンライン記録により、56 年 12 月及び 57 年 3 月の保険料を 57 年 6 月 16 日に納付していることが確認できることから、申立期間の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月

申立期間当時、私は学生であったので、母がA市役所で免除申請を行ったが、私が平成7年1月30日に就職したため、同年2月頃に同市役所に出向き、国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間について保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降、国民年金と厚生年金保険の切替えに伴い、国民年金の資格取得手続を複数回適切に行い、その都度国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、国民年金保険料をA市役所で納付したと主張しているところ、A市役所では、当時、免除期間に係る保険料を現年度内に納付する場合は、市庁舎内の金融機関で納付するか、同金融機関が閉鎖している時間帯については、市窓口で領収書を発行して現金を受領し、翌日、職員が同金融機関に納付していたとしており、申立人の主張とおおむね一致する。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から49年3月までの期間及び平成10年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から49年3月まで
② 平成10年7月から同年11月まで

申立期間①については、昭和45年2月に会社を退職して、国民年金に加入して国民年金保険料を納付し、46年1月からは妻と一緒に集金人に納付した。申立期間②については、会社の方で納付しているはずである。申立期間①及び②が納付とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和45年2月に国民年金に加入して、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は49年10月30日以降に夫婦連番で払い出されていることが推認でき、当該時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、A市は、現年度保険料のみ領収していたとしていることから、申立期間の保険料を集金人に納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妻も申立期間中の国民年金加入期間は未納である上、申立期間当時、昭和47年4月に結婚するまで申立人夫婦と同居して、一緒に働いていた申立人の妹については、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、当該期間に係る妹の国民年金記録は未加入期間であることが確認できる。

さらに、申立期間②については、申立人に係るA市の記録から免除申請届出は平成10年7月9日に行われていることが確認できる上、申立人は、国民

年金保険料額等、当該期間に係る保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から同年12月まで
婚姻後、A県B郡C町に転居し、町役場で国民年金の加入手続を行い、町役場で申立期間の国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C町役場で国民年金の加入手続を行い、町役場で申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月以降にD市で払い出されていることが推認され、申立期間は、国民年金の未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から60年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から60年3月まで
② 昭和62年4月から63年3月まで

申立期間①については、趣味の研究会に出席した折に、A市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は集金人に納付した。

申立期間②については、店を閉めた後は、母が保険料の納付に協力してくれた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和52年4月に会社を退職した後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得と同資格喪失に伴って、国民年金被保険者資格喪失（昭和47年1月11日）及び同被保険者資格取得（昭和52年4月11日）の記録については、60年9月17日に追加処理が行われていることから、申立人は、60年9月頃、A市役所において国民年金の資格関係の届出を行ったものと推認でき、その時点では、申立期間①の大部分の国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間①は72か月と長期間であるとともに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の国民年金保険料の納付方法、納付金額及び納付時期についての記憶が曖昧である上、当該期間に係る保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 5 月まで

昭和 36 年に年金の話があり、夫は軍人恩給があったので、私だけが国民年金に加入して国民年金保険料を町内会長に納付していたのに、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年に国民年金に加入して、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、44 年 5 月 8 日以降に払い出されていることが推認でき、A 市の電算記録では申立人の国民年金の資格取得年月日は同年 6 月 19 日、種別は任意加入となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の夫に係る陸軍軍人普通恩給は、昭和 39 年 10 月に裁定されていることが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 616 (事案 550 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間、平成元年 4 月から 3 年 3 月までの期間及び 4 年 4 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 4 月から 3 年 3 月まで
③ 平成 4 年 4 月から 5 年 3 月まで

昭和の終わりから、平成の初めにかけて、免除申請のはがきを出していないときは、70 歳ぐらいの男性嘱託職員が自宅に来て、「今年度分の免除申請が出ていないので、今からでも遅くないので免除申請のはがきを出してください。」と言われたのに、自分が免除申請のはがきを出していないとは、とても考えられない。前回の申立期間がひとつも認められないということは、絶対にあり得ない。

前回申立ての中で説明した嘱託職員は、最低 2 回は自宅に来られたと記憶している。さらに嘱託職員の特徴は、帽子にワイシャツ、スラックス、そして、特に印象的であったのは、革靴ではなく、真っ白なスポーツシューズを履いていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A 市役所から年度末に納入通知書と一緒に同封されていた免除申請のはがきに無職と書いて押印して投函したと主張しているが、申立人に係る A 市の記録には、資格取得届出日、免除申請届出日等が入力処理されているものの、申立期間に係る免除申請の届出日の記録は無い上、申立期間当時は、毎年度免除申請を行う必要があったところ、申立期間は 4 年度 (4 回) にわたっており、これだけの回数事務処理を行政が重ねて誤ることも考え難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ

ている。

申立人は保険料免除を示す新たな資料として、自宅に免除の案内に来ていた嘱託職員の詳細な服装などについて説明しているが、A市役所が保管する国民年金推進員名簿から該当地区を担当していたと思われる国民年金推進員は、連絡先が不明であり、本人であるか確認することができない上、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から49年3月まで

私が夫より先に国民年金に加入したと思う。集金人から「3軒ぐらいご主人と奥さんの年金の番号を1番違いにしました。Aさんもそうしますか。」と言われたので「はい。」と答えた。夫と義妹と私の3人分の国民年金保険料を私が納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫よりも先に加入したと思う。申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年10月30日以降に夫婦連番で払い出されていることが推認でき、当該時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、B市は、現年度保険料のみ領収していたとしていることから、申立期間の保険料を集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫も申立期間中は未納である上、申立期間当時、昭和47年4月に結婚するまで申立人夫婦と同居して、一緒に働いていたとする申立人の義妹については、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、当該期間に係る義妹の国民年金記録は未加入期間であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。